

台風等対策実施要領

改正 令和4年7月14日

(目的)

第1 本実施要領は、予め台風・異常気象（以下「台風等」という。）に対する船舶等の対応を定めておくことにより、台風等の影響が生じる場合の京浜港東京区における迅速な人命、財産の保護及び船舶交通の安全確保を図ることを目的とする。

(情報伝達)

第2 委員長は、京浜港長（東京）による港外避難、錨泊自粛に関する勧告若しくは入港制限又は第三管区海上保安本部長による湾外避難、走錨対策強化若しくは入湾回避に関する勧告（以下、勧告等という。）が発表された場合は、以下の方法により委員に伝達する。

- (1) 台風・津波等対策委員会会則第6条に規定する連絡系統及び電子メール
- (2) 東京湾海上交通センターからのAIS及び国際VHF無線による情報提供（Ch16, Ch12, Ch13, Ch14, Ch66, Ch69）
- (3) 海の安全情報（東京海上保安部ホームページ等）
- (4) 巡視艇等による周知

(勧告等への対応)

第3 委員は、前条のいずれかの方法により勧告等入手した場合、関係者及び関係船舶に勧告等の内容及び別表の対策について直ちに周知徹底を図ること。

(勧告の早期発出)

第4 「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会（令和元年12月）」において、内湾全体が特に勢力の大きな台風の直撃を受ける等の場合、堪航性が高く外洋避泊可能な大型船以外の船舶であっても、できるだけ台風の影響の少ない他の海域へ十分な時間的余裕をもって避難することが必要であるとの港外避難勧告の運用の改善に係る提言を踏まえ、湾外等の安全な海域への避難のため港外避難勧告を早期に発出することを推進する。

(勧告等の解除)

第5 京浜港長（東京）又は第三管区海上保安本部長から勧告等の解除が発表された場合、委員のうち、係留施設の管理者は、船舶の着岸・係留に対する支障の有無を確認し、支障が認められた場合は、直ちに関係官庁及び関係船舶に連絡すること。

台風等への対策

勧告の発出元	区分	実施事項
京浜港長 (東京)	第1警戒体制 (準備体制) (※4)	1.在泊船は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2.岸壁、工事現場等においては、資機材等の流出防止措置を講ずること。 3.荷役及び港内工事作業中の船舶は、天候の急変に備え荷役及び港内工事作業を中止できるように準備すること。また、荷役及び港内工事作業の中止基準を厳守すること。 4.設備を備える全ての船舶は、次の事項を厳守すること。 ①国際VHF16チャンネルの常時聴取 ②AISの作動又は作動状況の確認 ③レーダー等による自船の錨泊位置周辺の監視 ④最新の気象海象情報の入手及び気象海象状況への留意
	第2警戒体制 (避難体制) (※4)	1.在泊船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制とすること。 2.小型船(※1)及び汽艇等は、河川、運河その他の安全な場所に避難すること。 3.避難対象船舶(※2)は、原則として、防波堤外の安全な場所に避難すること。 4.流出防止措置を完了した資機材等について、厳重な警戒体制をとること。 5.設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ①第1警戒体制の4①～③に同じ ②走錨防止のため、レーダー等による自船位置の連続監視 ③機関はスタンバイ状態として、直ちに運航できる体制の維持 ④最新の気象情報の入手、気象海象状況及びその突然の変化への注意
	錨泊自粛 (※4)	1.東京国際空港(羽田空港)周辺海域の錨泊制限海域(※3)に錨泊しないこと。 2.東京国際空港(羽田空港)周辺海域の錨泊制限海域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出航すること。 ただし、次の船舶を除く。 ①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ②船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ③前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。
	入港制限 (※4)	総トン数3,000トン以上(パイ留留の船舶は、総トン数2,000トン以上)の船舶は入港しないこと。 ただし、旅客が乗船中の客船及びフェリー並びにやむを得ない理由により防波堤外に錨泊する船舶にあっては、この限りではない。また、やむを得ない理由により防波堤外の、錨泊制限海域に錨泊する次の船舶にあっては、この限りではない。 ①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ②船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。 ③前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。
第三管区 海上保安本部長	湾外避難	1.東京湾内に在る高リスク船等(※5)は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。 ①平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶その他の船舶で、船長が自船の操縦性等を考慮し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶 ②旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。)又は内航貨物定期航路事業(※6)に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し、東京湾内において安全に避難することが可能と判断した船舶 ③明鐘岬から304度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域において航行する等して避難する船舶 ④第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶 2.東京湾内にある高リスク船等以外の船舶は、東京湾外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。
	入湾回避	1.東京湾に入湾しようとする高リスク船等は、入湾を回避すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。 ①平水、沿海又は限定近海を航行区域とする内航船舶その他の船舶で、船長が自船の操縦性等を勘案し東京湾外の海域で安全に避難することが困難と判断した船舶 ②旅客定期航路事業又は内航貨物定期航路事業に従事する船舶で、船長が自船の錨泊限界風速等を勘案し東京湾内の海域で安全に避難することが可能と判断した船舶 ③港内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶又は入湾後十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾外の海域へ避難することが可能な船舶 ④明鐘岬から304度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域において航行する等して避難する船舶 ⑤第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶 2.高リスク船等以外の船舶は、原則として強風域が東京湾に到達する12時間前以降、東京湾への入湾を回避すること。ただし、以下に掲げる船舶を除く。 ①港内での係留強化等により安全に避泊することが可能な船舶 ②明鐘岬から304度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾内の海域において航行する等して避難する船舶 ③第三管区海上保安本部長が必要と認める船舶
	走錨対策強化	1.走錨対策強化海域(東京湾アクアライン周辺海域)に錨泊する船舶は、VHF16chを常時聴取するとともに、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、機関及びスラスターの起動、AISの作動維持等を行い、厳重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。 2.不測の事態に備え、タグポートの手配ができる連絡体制を確立すること。

※1 総トン数500トン以下の船舶であって、汽艇以外のもののうち、港内において陸揚げ(造船所での陸揚げを除く)又は水門内に避難できる程度の船舶をいう。

※2 避難対象船舶は、総トン数3,000トン以上(パイ留留の船舶は、総トン数2,000トン以上)の船舶とする。

※3 錨泊制限海域については、別紙参照。

※4 台風の来襲により、東京湾において最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合には、湾外等の安全な海域への避難にかかる時間を考慮し、早期に第1警戒体制、第2警戒体制、錨泊自粛及び入港制限を発出することで港長に避難する。

【勧告発出の目安の時間】

- 第1警戒体制：京浜港東京区に強風域がかかる14時間前
- 第2警戒体制：京浜港東京区に強風域がかかる12時間前
- 錨泊自粛及び入港制限：第1警戒体制、第2警戒体制の状況を踏まえ発出

※5 高リスク船等

- 長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- 長さ200m以上の客船、フェリー、貨物船
- 総トン数5万トン以上の危険物積載船(液化ガス船を除く)
- 総トン数2万5千トン以上の液化ガス船
- 積荷積載率(現在の積荷積載量/載重量トン×100)が10%以下の船舶

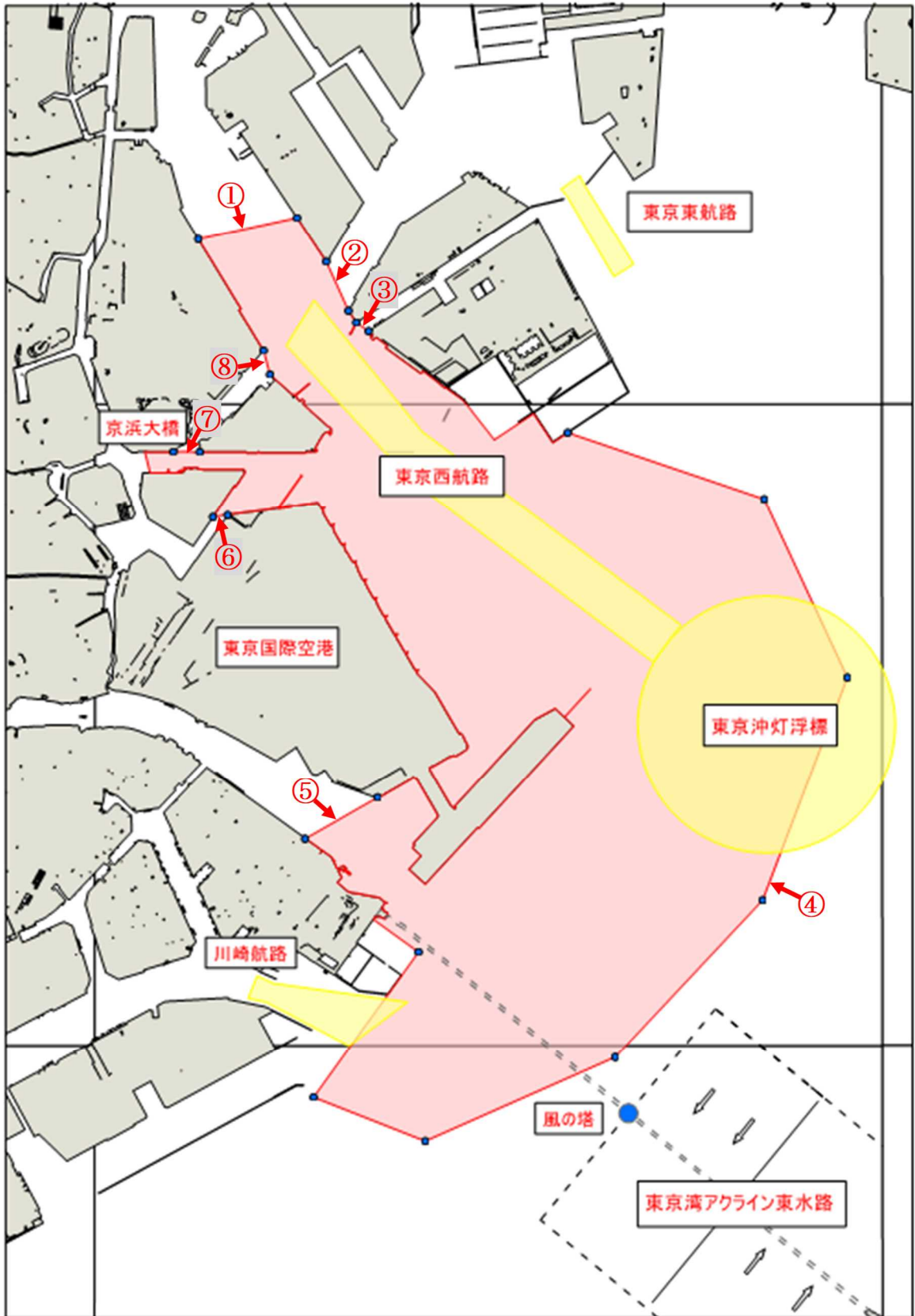
※6 航路の起点、寄港地、又は終点到東京湾内の港が含まれる事業に限る。

錨泊制限海域

・次の地点を結んだ線及び陸岸(護岸を含む)並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京西航路及び川崎航路を除く海面。

- ①大井コンテナふ頭岸壁(北緯 35 度 36 分 17 秒、東経 139 度 45 分 59 秒)と青海コンテナふ頭岸壁(北緯 35 度 36 分 27 秒、東経 139 度 46 分 56 秒)を結んだ線
- ②青海コンテナふ頭南西端(北緯 35 度 36 分 7 秒、東経 139 度 47 分 12 秒)と中央防波堤内側埋立地北西端(北緯 35 度 35 分 44 秒、東経 139 度 47 分 25 秒)を結んだ線
- ③中央防波堤内側埋立地南西端(北緯 35 度 35 分 38 秒、東経 139 度 47 分 29 秒)と中央防波堤外側埋立地北西端(北緯 35 度 35 分 34 秒、東経 139 度 47 分 36 秒)を結んだ線
- ④新海面処分場 D ブロック護岸上(北緯 35 度 34 分 47 秒、東経 139 度 49 分 30 秒)、北緯 35 度 34 分 16 秒、東経 139 度 51 分 23 秒の地点、北緯 35 度 32 分 52 秒、東経 139 度 52 分 10 秒の地点、北緯 35 度 31 分 8 秒、東経 139 度 51 分 22 秒の地点、北緯 35 度 29 分 54 秒、東経 139 度 49 分 57 秒の地点、北緯 35 度 29 分 15 秒、東経 139 度 48 分 9 秒の地点、北緯 35 度 29 分 36 秒、東経 139 度 47 分 05 秒の地点、浮島 2 期埋立地処分場護岸上(北緯 35 度 30 分 44 秒、東経 139 度 48 分 05 秒)を結んだ線
- ⑤京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上(北緯 35 度 31 分 37 秒、東経 139 度 47 分)と東京国際空港(羽田空港)南西端(北緯 35 度 31 分 56 秒、東経 139 度 47 分 42 秒)を結んだ線
- ⑥東京国際空港(羽田空港)北側護岸北西端(北緯 35 度 34 分 8 秒、東経 139 度 46 分 16 秒)と京浜島東側護岸(北緯 35 度 34 分 7 秒、東経 139 度 46 分 8 秒)を結んだ線
- ⑦東海 3 丁目南東端(北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 45 分 45 秒)と城南島西端(北緯 35 度 34 分 38 秒、東経 139 度 46 分)を結んだ線
- ⑧城南島北端(北緯 35 度 35 分 14 秒、東経 139 度 46 分 40 秒)と大井食品ふ頭東端(北緯 35 度 35 分 25 秒、東経 139 度 46 分 36 秒)を結んだ線

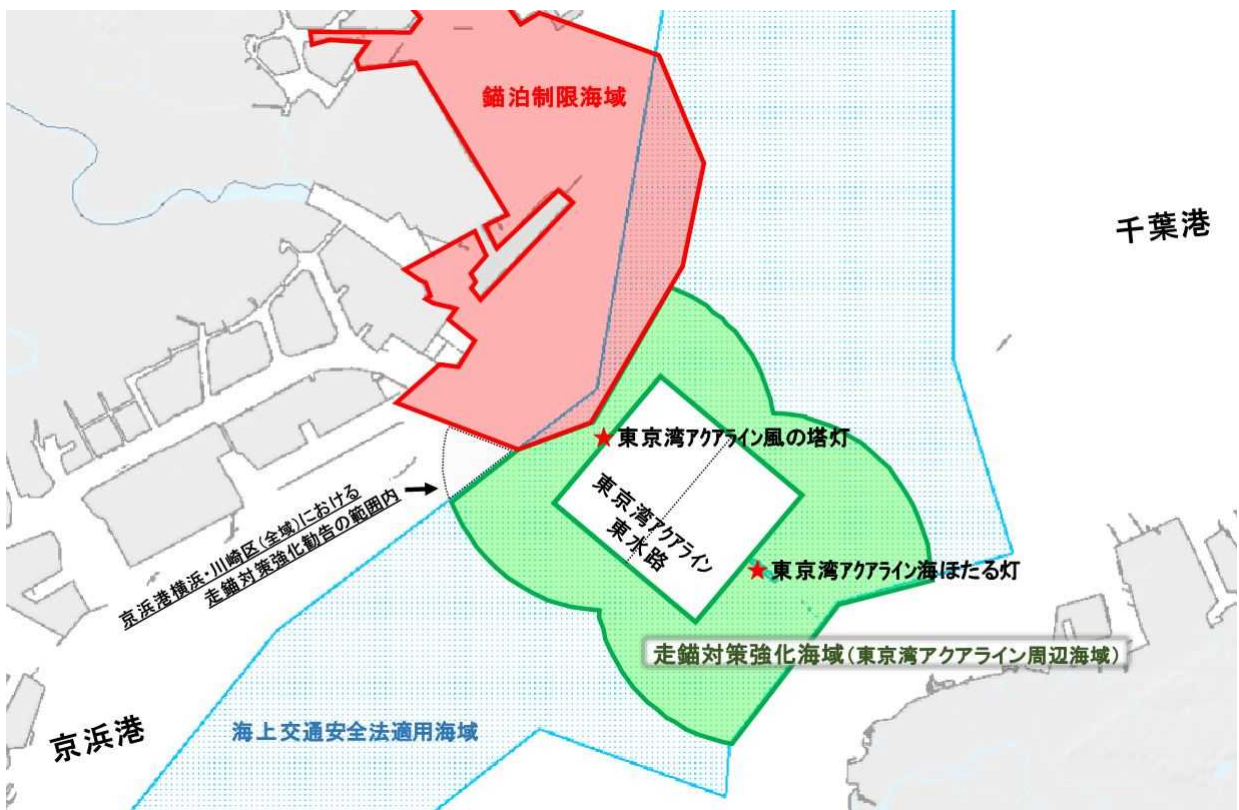
錨泊制限海域略図



走錨対策強化海域

東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯をそれぞれ中心とした半径2海里円内の海上交通安全法適用海域のうち、東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く海域。

走錨対策強化海域略図



明鐘岬から 304 度方向に陸岸まで引いた線以南の東京湾海域図

